平成28年度 第1回千葉県行政改革審議会 開催概要

- 1 日 時 平成28年5月20日(金)午前10時から午前10時50分まで
- 2 場 所 Qiball (きぼーる) 13階 ビジネス支援センター会議室1・2
- 3 出席者

辻 琢也会長、石井 俊昭委員、泉 登茂子委員、伊藤 義文委員、 下井 康史委員、寺嶋 哲生委員、宮入 小夜子委員、 村上 典子委員、若松 弘之委員

県:小倉総務部長、吉野総務部次長、石渡行政改革推進課長

4 議 題

(1) 公の施設の見直しについて

(資料 $1-1\sim3$ により行政改革推進課長が説明) (※議題(2)と一括して説明)

【会長】

それでは、議題(1)と議題(2)に分けて議論をしたいと思います。 最終的には議題(2)の答申案に全て集約されますが、まずは答申案の 文章表現の前段階として、公の施設の見直し全般につきまして、皆様から改め て御意見・御質問がありましたらお願いします。

(質問・意見 特になし)

(2) 答申(案) について

(資料2により、行政改革推進課長が説明) (※議題(2)と一括して説明)

【会長】

平成27年度第2回から第4回千葉県行政改革審議会及び本日議論した公の施設の見直しについては、答申を知事に提出したいと考えています。

資料については、委員の皆様に事前に御覧いただくよう、事務局にお願い していましたが、本日の説明を踏まえ、文章表現の細かい部分も含めて御質問・ 御意見がありましたらお願いします。

【委員】

青少年女性会館について、答申案の最後の部分がやや唐突に感じます。

つまり、第2段落後半の『公の施設としては廃止する方向で検討しつつ、 施策の充実に向けて更なる検討を進める必要がある。』という文章における 『施策』とは、青少年女性施策全般のことと思われます。このことから、この 会館を、青少年女性施策全般の中でどのように位置付けるかを検討せよと いった話だと思います。

しかし、このままだと、「とりあえず廃止する方向だけれども、施策の充実については更なる検討をする」という、消極的な方向なのか積極的な方向なのか、よく分からない文章となっているのではないでしょうか。

柔軟な対応が可能となるよう、あえてこのようにされたのかもしれませんが、 文章のニュアンスが「とりあえず廃止はするが、施策全体の方針が変わるので あれば、話は別」といったものであれば、そのニュアンスを明確にしないと、 会館をどう施策に活かしていくか分からないのではないでしょうか。

見直し方針についてはこれでよろしいかと思いますが、答申案のこの部分については、つじつまが合わないように感じますので、指摘させていただきます。

【行政改革推進課長】

御指摘いただいた部分については、おっしゃるとおりだと思います。

青少年女性施策の重要性については、審議会においても御理解いただいて おり、県としても非常に重要な施策であると考えています。

ただし、施策のためにこの施設が必要かという観点を含めて考えた場合、 施設の必要性は低いのではないかということでございますので、その辺りの 表現を分けた形で整理させていただければと考えています。

施策を進めることについては積極的に、会館を持ち続けることについては 消極的にと、県としても考えているところでございます。

【委員】

この審議会に、「施策の充実に向けて検討する」という提言をする権限はあるのでしょうか。あくまでも公の施設の存続部分を判断するのがこの審議会なので、施策の部分まで踏み込むと、それは越権行為のように思えますが、この点は問題ないのでしょうか。

【行政改革推進課長】

施策は重要である、という認識の下にお考えいただければと思います。

【委員】

それであれば、むしろそのことを先に書いた上で、「青少年女性施策が重要であることは言うまでもないけれども、充実のための手段としてこの施設が必要かどうか」という書き方にしないと、諮問を受けていないことについて答申をしているようなことになると思います。

【行政改革推進課長】

御指摘を踏まえ、会長と相談の上、表現を修正させていただければと思います。

【会長】

2段落目の文頭『青少年女性施策の推進に当たり』という部分の中に、本来は「施策の充実」という意味が入っているものの、最後に同じフレーズが入っており、その近くに『廃止』と書かれていますので、若干文章を整理した方が良いのかもしれませんね。

事務局から説明のあったとおり、誤解のないよう慎重に書こうとしたところ、 文章の後半に『検討』という言葉が重複しているので、この部分を少し修正 すると良いかと思います。

今のところ、第2段落について、二つの『検討』という言葉と、文頭の『青少年女性施策の推進に当たり』及び文末の『施策の充実に向けて更なる検討を進める必要がある』という部分を、よりスムーズかつ分かりやすいように修正していきたいと考えています。

趣旨はこのとおりでよろしいですね。

【委員】

はい。

【委員】

今、お話があったとおり、これは、個別審議をした五つの施設全てに言える ことだと思います。

どれも非常に重要だけれども、施策にどのように反映していくかということだと思います。ただ、個別の施設ごとに書くわけにはいかないと思うので、総括の基本的な考え方の中に、そのような表現を入れることにより、個別の

施設ごとに書かなくて済むのではないかと感じました。

例えば、今回の公の施設の見直しに関する議論については、傍聴においでになった方がとても多かった。傍聴に来られたということは、それくらい興味を持っているということでもあるし、存続を希望されているということだと思います。

それが、五つの公の施設全てに共通して言えることだと思いますので、冒頭に、「考え方や施策の理念のようなもの」が非常に大事であるというニュアンスの文章を入れた上で、「そうは言っても財政の問題などもあるから、少し見直しましょう」といった書き方をした方が、個別事項で記載するよりも良いのではないかと思います。

例えば、行徳野鳥観察舎については、確かに利用者が地域に偏っているとは 言うけれども、一方で、自然保護を含めた重要なことでもあります。ですから、 そういうことを前段の中で表示するといいのではないでしょうか。

例えば、行徳野鳥観察舎の答申案の2段落目に『当施設がこれまで果たしてきた役割や利用実績から、跡地については、市川市と十分協議すべきである。』と挙げていますが、総論の中で「この施設がこれまで果たしてきた役割というのは非常に重要であったし十分理解できるが」というようなことを、包括的に書いた上で、個別事項を答申するという形にしてはどうかなと思います。

【会長】

今、委員が御指摘されたことは、先程他の委員から指摘された際における修正では十分反映されていなかったところですので、「これまでは、県としての施策を進めていく際には、公の施設を整備するということは最も有効な手法の一つであったが、財政状況が厳しくなり、また、一定の施設整備水準になると、むしろ公の施設の整備にこだわって施策を進めていくと、逆に財政負担だけが厳しくなる。その結果として、推進しなければならないソフトも含めた全体施策の効率性がむしろ損なわれるかもしれないため、改めて公の施設にこだわらず、施策全体をどうすれば県としても市町村と一緒になって進めていけるのかという大きな観点から見直しを進めていく必要がある。」という趣旨のことを、形にしたときにうまく書き切れるかどうか少し不安がありますが、まさに総点検の視点で、単に無駄を省くといったことだけではなく、全体施策の向上と施設の管理を含めて認識を示すという方向で、答申の総論部分に書き加えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見 特になし)

それでは、その方向で修正したいと思います。 その他はいかがでしょうか。

【委員】

今の点は非常に重要ですので、ぜひ総論のところでうまく書いていただければと思います。おそらく、それを書かないと、博物館についての文章の、重要と言っておきながら、運営の在り方を検討すべきとしているので、この部分がつながらないと思います。

全般的にどれもこれも施策としては大事ですが、大事な施策であればどのようなやり方をしても良いというわけではないので、そこを切り分ける形で、「どれも重要な施策なのだけれども、その進め方、とりわけ公の施設については、色々な観点から見直さなければいけない」という位置付けをすることにより、色々なところが見えやすくなるのかなと思います。

文章化することは非常に難しいとは思いますが、会長の御判断でよろしくお 願いいたします。

【会長】

それでは、今回の答申案については、ただ今御指摘いただいた事項以外は おおむね御了解をいただいたということでよろしいでしょうか。

文章表現としては重要な修正があったと思います。

この部分の修正については、私に御一任いただき、文章を作ったところで、 事務局と相談し、事後報告で足りると思えばそのまま進めるかもしれません。

しかし、ここまで慎重に議論しましたので、表現を確認した方が良いと思う場合には、書面で皆さんに御確認いただくこととなりますが、その確認方法も含めまして私に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

(意見 特になし)

それでは、そのように取り扱うこととします。

5 報 告(公社等外郭団体の改革方針の見直しについて)

(報告資料により、行政改革推進課長が説明)

【会長】

ただ今の説明につきまして、何か御意見・御質問はありますか。

(質問・意見 特になし)

6 その他

特になし。

以上